

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程</p> <p>平成16年4月7日</p> <p>16 経教 規程第6号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第4号に定める事項のうち評議会が必要と認める事項については、<u>共生科学技術研究院、連合農学研究科及び技術経営研究科の教授会並びに大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター及び放射線研究室に置かれる運営委員会に委任することができる。ただし、共生科学技術研究院に所属する教員のうち学府、技術経営研究科又は学部を兼務する教員の選考は、当該教員の主たる兼務先の学府、技術経営研究科又は学部教授会に委任することができる。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 学長が指名する理事 2人</p> <p>三 <u>共生科学技術研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、</u></p>	<p>第1条 省略（現行どおり）</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 省略（現行どおり）</p> <p>2 前項第4号に定める事項のうち評議会が必要と認める事項については、<u>農学研究院、工学研究院、連合農学研究科、技術経営研究科、農学部及び工学部の教授会並びに大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター及び放射線研究室に置かれる運営委員会に委任することができる。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 学長が指名する理事 2人</p> <p>三 <u>農学研究院長、工学研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科</u></p>	

<p>連合農学研究科長、技術経営研究科長、図書館長、大学教育センター長及び産官学連携・知的財産センター長</p> <p>四 共生科学技術研究院、工学府及び農学府から選出された教授各2人並びに生物システム応用科学府から選出された教授1人</p> <p>五 総括本部長</p> <p>2～3 省略</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>学府長、連合農学研究科長、技術経営研究科長、図書館長、大学教育センター長及び産官学連携・知的財産センター長</p> <p>四 農学研究院、工学研究院から選出された教授各1人、工学府及び農学府から選出された教授各2人並びに生物システム応用科学府から選出された教授1人</p> <p>五 総括本部長</p> <p>2～3 省略（現行どおり）</p> <p>第4条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	
--	---	--

附 則（22教規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。